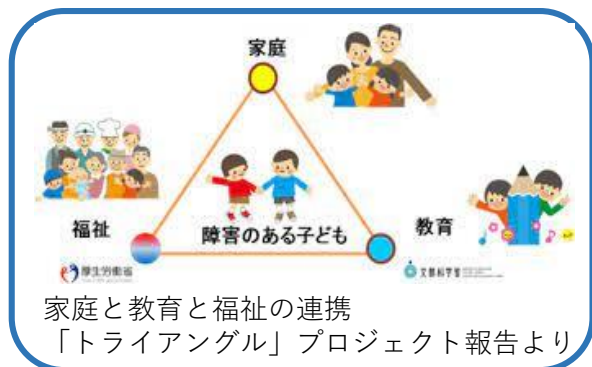


子どもを中心に関係者がよりよくつながるために

久留米市健康福祉部 障害者福祉課
久留米市教育委員会 学校教育課

発達障害をはじめ障害のある子どもたちに対して支援を行ううえでは、乳幼児期から就労まで切れ目なく支援を行うことや、教育と福祉の分野を超えた連携が不可欠です。

学校と障害福祉サービス事業所とでは、立場や役割が異なります。対等な関係で連携を行うためには、お互いの立場を知り、尊重することが大切です。



学校と連携するときの留意点



学校と連携する上で初めて学校と関わる時には、必ず教頭先生や校長先生と今後の連携方針について話をしてください。

学校や学級によっては、対象の児童生徒が複数いるため、事業所からの要請を全て受け入れることが難しいことがありますので、学校と情報を共有し調整することが大切です。

ケース会議や学校への訪問に関して

- ・初回の依頼は保護者を通して学校に伝えてください。
- ・訪問日程・回数などは、事前に調整・計画の上、余裕をもって設定してください。調整が無い場合、学校が対応できないことがあります。
- ・対象の児童生徒にとっての効果的な対応や支援については、学校とよく協議してください。目的は同じであっても、学校では物理的な問題やその他の理由で、福祉事業側が「行ふべき」と考える対応ができないことがあります。
- ・福祉と教育の立場の違いを理解し、最適な方法を実施できる協力関係を築いてください。安易に学校の評価（批判等）を保護者や関係者に言うことは慎まなければなりません。

お迎え等での入校に関して

- ・校舎内に立ち入る際は、必ず事務室で受付を行ってください。
- ・来校時は、事業所名と氏名がわかる名札を着用してください。
- ・送迎に用いる車両には、事業所がわかるように表示してください。（車内掲示可）
- ・送迎の際の車の乗り入れについては、安全上、学校の指示に従ってください。進入ルートや駐車スペースについては事前に確認し、来校時にも再度確認してください。敷地内に車を入れることができないことがあります。

お迎えに関する連絡調整や安全確保に関して

- ・下校時刻は保護者と確認してください。個別の学校への問い合わせには対応していません。
- ・学校からの引き渡し後の児童の安全については、特に留意してください。
- ・当日車に乗せる児童については、事業所の責任で確実に把握してください。学級が複数にまたがるため、学校で把握することはできません。